官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務三七）　一
○品種登録規則等の一部を改正する省令（農林水産三八）　三
○鉱業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四七）　五
○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四八）　六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一四）　七
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産七〇三）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会裁決・公示送達関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○法務省令第三十七号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第十八条第一項及び第十八条の二第一項の規定に基づき、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日

法務大臣　平口　洋

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行規則（令和六年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（聴聞手続） **第五条**　検察官は、法第十八条第一項に規定する消去等決定又は法第十八条の二第一項に規定する複写不許可決定をするときは、法第十七条第二項の規定により聴聞を行うに当たり、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項に規定する書面において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を教示しなければならない。 一　法第十八条第一項に規定する消去等決定をする場合　次に掲げる事項 イ　法第十八条第一項の申出をすることができること及びその申出先 ロ　法第十八条第一項の申出は、次条第二項の期間内にしなければならないこと。 ハ　法第十八条第一項の申出をするに当たり、検察官が必要と認めるときは、同条第三項の規定により、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会が与えられること。	（聴聞手続） **第五条**　検察官は、法第十八条第一項に規定する消去等決定をするときは、法第十七条第二項の規定により聴聞を行うに当たり、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項に規定する書面において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を教示しなければならない。 一　法第十八条第一項の申出をすることができること及びその申出先

二　法第十八条の二第一項に規定する複写不許可決定をする場合　次に掲げる事項
イ　法第十八条の二第一項の申出をすることができること及びその申出先
ロ　法第十八条の二第一項の申出は、次条第二項の期間内にしなければならないこと。
ハ　法第十八条の二第一項の申出をするに当たり、検察官が必要と認めるときは、同条第三項の規定により、法第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を確認する機会が与えられること。

［号を削る。］

２　［略］

（記録媒体の交付等の申出）

第六条　法第十八条第一項又は法第十八条の二第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を検察官に提出することによりするものとする。

［一～五　略］

２　法第十八条第一項又は法第十八条の二第一項の申出は、行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。

３　［略］

（電磁的記録の確認の日時等の指定）

第七条　検察官は、法第十八条第三項の規定により対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会又は法第十八条の二第三項の規定により同項に規定する他の電磁的記録を確認する機会を与えるときは、確認の日時、場所、時間及び方法を指定することができる。

（消去等決定書等の記載事項等）

第八条　［略］

２　［略］

二　法第十八条第一項の申出は、次条第二項の期間内にしなければならないこと。

三　法第十八条第一項の申出をするに当たり、検察官が必要と認めるときは、同条第三項の規定により、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会が与えられること。

２　［同上］

（記録媒体の交付の申出）

第六条　法第十八条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を検察官に提出することによりするものとする。

［同上］

２　法第十八条第一項の申出は、行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。

３　［同上］

（電磁的記録の確認の日時等の指定）

第七条　検察官は、法第十八条第三項の規定により対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるときは、確認の日時、場所、時間及び方法を指定することができる。

（消去等決定書等の記載事項等）

第八条　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

３　法第二十条第一項に規定する書面（複写不許可決定に係るものに限る。次条において「複写不許可決定書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該複写不許可決定をする検察官が記名押印しなければならない。

一　複写不許可決定の表示
二　複写不許可決定の年月日
三　複写不許可決定の名宛人の氏名又は名称及び住所
四　複写不許可決定の名宛人が法人等であるときは、当該法人等の代表者又は管理人の氏名及び住所
五　複写不許可決定により複写を許さないこととする電磁的記録を特定するに足りる事項
六　法第十八条の二第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲
七　複写不許可決定の理由

４　法第二十条第一項に規定する書面（法第十二条の二の規定による決定に係るものに限る。次条において「法第十二条の二の規定による決定に係る決定書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該決定をする検察官が記名押印しなければならない。

一　法第十二条の二の規定による決定の表示
二　法第十二条の二の規定による決定の年月日
三　法第十二条の二の規定による決定の名宛人の氏名又は名称及び住所
四　法第十二条の二の規定による決定の名宛人が法人等であるときは、当該法人等の代表者又は管理人の氏名及び住所
五　法第十二条の二の規定による決定により複写を許さないこととする電磁的記録を特定するに足りる事項
六　法第十二条の二の規定による決定の理由

［項を加える。］

（消去等決定書等謄本の送達）

第九条　法第二十条第二項の規定による消去等決定書、消去命令書、複写不許可決定書又は法第十二条の二の規定による決定に係る決定書の謄本（第十一条及び第十三条第一項第二号において「消去等決定書等謄本」という。）の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（次条において「信書便」という。）により送付する方法又は消去等決定、消去命令、複写不許可決定若しくは法第十二条の二の規定による決定（第十一条において「消去等決定等」という。）をする検察官が所属する検察庁において交付する方法によりするものとする。

（交付する方法による送達）

第十一条　第九条の規定による送達（消去等決定等をする検察官が所属する検察庁において交付する方法によるものに限る。）は、当該送達を受けるべき者に、消去等決定書等謄本の交付を受けたことを記載した書面と引換えに消去等決定書等謄本を交付してするものとする。

（送達に関する規定の準用）

第十七条　第九条から第十一条までの規定は、法第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達について準用する。この場合において、第九条中「消去等決定、消去命令、複写不許可決定若しくは法第十二条の二の規定による決定（第十一条において「消去等決定等」という。）」とあり、及び第十一条中「消去等決定等」とあるのは「裁決」と、第九条から第十一条までの規定中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年五月二十一日から施行する。

（消去等決定書等謄本の送達）

第九条　法第二十条第二項の規定による消去等決定書又は消去命令書の謄本（第十一条及び第十三条第一項第二号において「消去等決定書等謄本」という。）の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（次条において「信書便」という。）により送付する方法又は消去等決定若しくは消去命令をする検察官が所属する検察庁において交付する方法によりするものとする。

（交付する方法による送達）

第十一条　第九条の規定による送達（消去等決定又は消去命令をする検察官が所属する検察庁において交付する方法によるものに限る。）は、当該送達を受けるべき者に、消去等決定書等謄本の交付を受けたことを記載した書面と引換えに消去等決定書等謄本を交付してするものとする。

（送達に関する規定の準用）

第十七条　第九条から第十一条までの規定は、法第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達について準用する。この場合において、第九条中「消去等決定若しくは消去命令」とあり、及び第十一条中「消去等決定又は消去命令」とあるのは「裁決」と、第九条から第十一条までの規定中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と読み替えるものとする。

○農林水産省令第三十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、品種登録規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種登録規則等の一部を改正する省令

（品種登録規則の一部改正）

第一条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
第三条　次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した場合に限り、付記によってする。	**第三条**　次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によってする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（仮登録の抹消）	（仮登録の抹消）
第三十七条　（略）	**第三十七条**　（略）
2　申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。	2　申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。
（利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消）	（利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消）
第三十八条　登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。	**第三十八条**　登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

（抹消した登録の回復）

第四十二条　抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

（樹木採取権登録令施行規則の一部改正）

第二条　樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（抹消した登録の回復） **第四十二条**　抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）	（抹消した登録の回復） **第四十二条**　抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。
ロ　（略）	ロ　（略）
七・八　（略）	七・八　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

（漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部改正）

第三条　漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。 イ　令第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき　執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。）又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）	（添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。 イ　令第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき　執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。）
ロ　（略）	ロ　（略）
七・八　（略）	七・八　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）	
ロ　（略）	ロ　（略）
七・八　（略）	七・八　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○経済産業省令第四十七号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十六条第三項の規定により読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項の規定に基づき、鉱業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

鉱業法施行規則の一部を改正する省令

鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　通則（第一条―第三条の二）	第一章　通則（第一条―第三条の二）
第二章　鉱業権の設定又は変更の出願等の手続	第二章　鉱業権の設定又は変更の出願等の手続
第一節　出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条―第二十一条）	第一節　出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条―第二十一条）
第二節　特定開発者の選定による鉱業権の設定又は変更の申請等の手続（第二十二条―第二十二条の八）	第二節　特定開発者の選定による鉱業権の設定又は変更の申請等の手続（第二十二条―第二十二条の八）
第三節　鉱業権の取消し等の手続（第二十二条の九）	（新設）
第三章　租鉱権の設定または変更の申請等の手続（第二十三条―第二十六条）	第三章　租鉱権の設定または変更の申請等の手続（第二十三条―第二十六条）
第四章　鉱業の実施（第二十六条の二―第四十四条）	第四章　鉱業の実施（第二十六条の二―第四十四条）
第四章の二　鉱物の探査の許可等の手続（第四十四条の二―第四十四条の十四）	第四章の二　鉱物の探査の許可等の手続（第四十四条の二―第四十四条の十四）
第五章　決定の申請及び意見の聴取の手続（第四十五条―第五十六条）	第五章　決定の申請及び意見の聴取の手続（第四十五条―第五十六条）
第六章　補則（第五十七条―第六十一条）	第六章　補則（第五十七条―第六十一条）
附則	附則
第二章　鉱業権の設定又は変更の出願等の手続	**第二章**　鉱業権の設定又は変更の出願等の手続
第一節・第二節　（略）	**第一節・第二節**　（略）
第三節　鉱業権の取消し等の手続	（新設）
（公示送達の方法）	
第二十二条の九　法第五十六条第三項の規定により読み替えて適用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項に規定する経済産業省令で定める方法は、経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同法第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（経済産業大臣の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。	（新設）
一　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの	
二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの	

様式第１を次のように改める。

様式第１（第２条の２関係）

出願（申請）番号

令８北経出試般第123号

備考

１　出願（申請）番号は、上記の例により、出願（申請）を受理した年、本省又は管轄経済産業局の名称を表示する文字、出願（申請）を表示する文字、試掘権又は採掘権（租鉱権）を表示する文字、特定区域（特定区域以外）を表示する文字及び番号をもって表示すること。

２　本省又は管轄経済産業局の名称は、次の表に掲げる文字をもってすること。

管轄経済産業局等	表示する文字
本省	経　産
北海道経済産業局	北　経
東北経済産業局	東北経
関東経済産業局	関　経
中部経済産業局	中部経
近畿経済産業局	近　経
中国経済産業局	中国経
四国経済産業局	四　経
九州経済産業局	九　経
沖縄総合事務局	沖　経

３　出願（申請）の表示は、出願については「出」、申請については「申」の文字をもってすること。

４　試掘権又は採掘権（租鉱権）の表示は、試掘権については「試」、採掘権については「採」、租鉱権については「租」の文字をもって表示すること。

５　特定区域又は特定区域以外の表示は、特定区域については「特」、特定区域以外については「般」の文字をもって表示すること。

６　番号は、年ごとに更新すること。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○経済産業省令第四十八号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二十一条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（令和三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業の規模の範囲及び計算方法） **第三条**　令第一項の表第一号若しくは第三号の下欄の合計額又は同表第二号の下欄の国内売上額を本邦通貨に換算する場合には、届出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。 ２　（略） ３　令第一項の表第一号の下欄イ、第二号の下欄及び第三号の下欄の国内売上額の範囲は、国内の利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。）を主な対象として行われる事業に係る売上額とする。 ４　（略） （公示送達の方法） **第十八条**　法第二十一条第二項の経済産業省令で定める方法は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同条第二項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（経済産業省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十一条第二項に規定する旨をその閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの	（事業の規模の範囲及び計算方法） **第三条**　令第一項の表第一号、若しくは第三号の下欄の合計額又は同表第二号の下欄の国内売上額を本邦通貨に換算する場合には、届出時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。 ２　（略） ３　令第一項の表第一号の下欄イ、第二号の下欄及び第三号の下欄の国内売上額の範囲は、国内の利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。）を主な対象として行われる事業に係る売上額とする。 ４　（略） （公示送達の方法） **第十八条**　経済産業大臣は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、経済産業大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号のイに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　経済産業大臣は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、経済産業大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

附　則

この省令は、令和八年五月二十一日から施行する。ただし、第三条第一項及び第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十一条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十四日　防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　隊員	第三章　隊員
第一節～第三節　［略］	第一節～第三節　［同上］
第四節　審査請求（第三十八条の二）	第四節　服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）
第五節　服務の宣誓（第三十九条―第四十二条）	第五節　勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）
第六節　勤務時間、休暇及び訓練招集期間（第四十三条―第五十条）	第六節　居住場所（第五十一条―第五十六条）
第七節　居住場所（第五十一条―第五十六条）	第七節　服務規律（第五十七条―第六十五条）
第八節　服務規律（第五十七条―第六十五条）	第八節　退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十七）
第九節　退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十七）	第九節　懲戒手続（第六十六条―第八十六条）
第十節　懲戒手続（第六十六条―第八十六条）	

改正後	改正前
第十一節　勤続報奨金（第八十六条の二―第八十六条の三の二）	第十一節　勤続報奨金（第八十六条の二―第八十六条の三の二）
第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四）	第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四）
第十三節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者等に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）	第十三節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者等に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）
第四章　［略］	第四章　［同上］
附則	附則
第三章　隊員	**第三章　隊員**
第一節～第三節　［略］	**第一節～第三節**　［同上］
第四節　審査請求	［節名を加える。］
（公示の方法による送達の方法）	［条を加える。］
第三十八条の二　令第八十一条第三項に規定する防衛省令で定める方法は、防衛省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と同項の規定により公示する事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（防衛省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。	
一　防衛省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された令第八十一条第三項の規定により公示する事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの	
二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するもの	
第五節～第十三節　［略］	**第四節～第十二節**　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年五月二十一日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第七百三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年五月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
資源管理基本方針	資源管理基本方針
第１～第６　（略）	第１～第６　（略）
第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
１　（略）	１　（略）
２　特定水産資源以外の水産資源	２　特定水産資源以外の水産資源
特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。	特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。
法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、当該資源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。	法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し、当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改善を図るものとする。
３　漁業者自身による自主的な取組	３　漁業者自身による自主的な取組
我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。	我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。
こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。	こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。	
第８～第13　（略）	第８～第13　（略）

（別紙２－４　さんま）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－５　まあじ）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－６　まいわし太平洋系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－４　さんま）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－５　まあじ）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－６　まいわし太平洋系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－７　まいわし対馬暖流系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－７　まいわし対馬暖流系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海南部）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―11　すけとうだら根室海峡）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―12　するめいか）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海南部）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―11　すけとうだら根室海峡）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―12　するめいか）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―20　ずわいがに北海道西部系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―20　ずわいがに北海道西部系群）

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―21　ずわいがにオホーツク海南部）
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
１　（略）
２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
１　（略）
２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
第９　（略）

（別紙２―21　ずわいがにオホーツク海南部）
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
１　（略）
２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―39　かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
１　（略）
２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―40　うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第９　（略）

（別紙２―42　まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―43　まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―44　まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―42　まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―43　まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―44　まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―45　まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―48　かたくちいわし太平洋系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第６　（略）

第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第８　（略）

（別紙２―45　まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―48　かたくちいわし太平洋系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第７　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第９　（略）

（別紙２―49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源））

第１～第６　（略）

第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　（略）

２　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第８　（略）

（別紙２―50　まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
　加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
　加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
　加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
第９　（略）
（別紙３―22　あかがれい日本海系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的

（別紙２―50　まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第９　（略）
（別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源））
第１～第７　（略）
第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
第９　（略）
（別紙３―22　あかがれい日本海系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協

な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙３―23　きだい日本海・東シナ海系群）

第１・第２　（略）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙３―24　きんめだい太平洋系群（東シナ海海域））

第１・第２　（略）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙３―25　そうはち日本海南西部系群）

第１・第２　（略）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―23　きだい日本海・東シナ海系群）

第１・第２　（略）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―24　きんめだい太平洋系群（東シナ海海域））

第１・第２　（略）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―25　そうはち日本海南西部系群）

第１・第２　（略）

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―26　にぎす太平洋系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
　加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙３―27　はたはた日本海北部系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
　加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙３―28　ひらめ太平洋北部系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
　加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙３―29　ひらめ日本海中部・東シナ海系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的

（別紙３―26　にぎす太平洋系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―27　はたはた日本海北部系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―28　ひらめ太平洋北部系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙３―29　ひらめ日本海中部・東シナ海系群）
第１・第２　（略）
第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協

な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。 加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。	定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。
（別紙３―31　まがれい日本海系群） 第１・第２　（略） 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。 加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。	（別紙３―31　まがれい日本海系群） 第１・第２　（略） 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。
（別紙３―33　やなぎむしがれい太平洋北部系群） 第１・第２　（略） 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。 加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。	（別紙３―33　やなぎむしがれい太平洋北部系群） 第１・第２　（略） 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。
（別紙３―34　やりいか太平洋系群） 第１・第２　（略） 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。 加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。	（別紙３―34　やりいか太平洋系群） 第１・第２　（略） 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日　　日本郵政共済組合代表者　根岸　一行

第31条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第31条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000
短期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	96.54/1,000	2.06/1,000	11.92/1,000	2.30/1,000				

第31条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	労働組合又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000
短期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000

第31条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

札幌市中央区南六条西二十二丁目三番三九号

株式会社ベア

代表清算人　小林　捷典

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

札幌市豊平区平岸一条二丁目六番一―一〇二号

株式会社寺崎建築設計事務所

代表清算人　寺崎　博

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

北海道沙流郡日高町富川北六丁目二番

有限会社総合防災商事

清算人　宮野　恵利

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

仙台市青葉区みやぎ台一丁目二〇番二号

株式会社東洋ビルド建設

代表清算人　齋藤　良樹

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

山形県西村山郡河北町大字溝延字黒木渕二一二番地

株式会社ゴトウ通信

代表清算人　後藤　健治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

福島県福島市陣場町一番二五号

丸和ティーケイビル有限会社

清算人　末永　チヱ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

茨城県稲敷郡阿見町阿見二六四七―四

ＫＲＩＳＨＡ株式会社

代表清算人　カトリデウス

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

群馬県高崎市箕郷町上芝一三六番地三

有限会社関口工業

清算人　関口田美子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

群馬県沼田市坊新田町一一〇一番地

株式会社土屋建設

代表清算人　土屋　昌一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

群馬県沼田市下之町一〇一〇番地

有限会社ヤマトヤ

代表清算人　澤浦　佳子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

埼玉県川越市日東町二番地七

有限会社ニットウ

代表清算人　近藤　行慶

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県鎌ケ谷市東道野辺七丁目二〇番二三号

株式会社エルディーサポート

代表清算人　尾形　武史

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県流山市西初石二丁目一六番地

有限会社尾原建設

代表清算人　尾原　光彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県長生郡一宮町宮原一〇九一番地一

株式会社山ゆり

代表清算人　鵜澤　照男

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県長生郡長南町長南二六四〇番地

ゆたか自動車株式会社

代表清算人　田中　節子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県流山市西平井二丁目一二番地の一

有限会社エスティハウス

清算人　筒井　英子

解散公告

当社は、令和八年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷三丁目八番四号

鎌ヶ谷ライフタウン管理組合

清算人　長内　健太

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地幕張テクノガーデン

特定非営利活動法人太陽放射コンソーシアム

清算人　武井　弘樹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都港区南青山二丁目二―一五ＷＩＮ青山五三一　一般社団法人おもいでの記録舎

代表清算人　遠藤　優

解散公告

当社は、令和八年四月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県流山市西平井二丁目一二番地の一

有限会社エスティハウス

清算人　筒井　英子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県長生郡長南町長南二六四〇番地

ゆたか自動車株式会社

代表清算人　田中　節子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県長生郡一宮町宮原一〇九一番地一

株式会社山ゆり

代表清算人　鵜澤　照男

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

千葉県鎌ケ谷市東道野辺七丁目二〇番二三号

株式会社エルディーサポート

代表清算人　尾形　武史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

埼玉県川越市日東町二番地七

有限会社ニットウ

代表清算人　近藤　行慶

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

群馬県沼田市下之町一〇一〇番地

有限会社ヤマトヤ

代表清算人　澤浦　佳子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

群馬県沼田市坊新田町一一〇一番地

株式会社土屋建設

代表清算人　土屋　昌一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

茨城県稲敷郡阿見町阿見二六四七―四

ＫＲＩＳＨＡ株式会社

代表清算人　カトリデウス

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

福島県福島市陣場町一番二五号

丸和ティーケイビル有限会社

清算人　末永　チヱ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

山形県西村山郡河北町大字溝延字黒木渕二一二番地

株式会社ゴトウ通信

代表清算人　後藤　健治

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

群馬県高崎市箕郷町上芝一三六番地三

有限会社関口工業

清算人　関口田美子

解散公告

当社は、令和八年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都練馬区富士見台三丁目三三番二一号

ＡＩ　Ｆｉｎｔｅｃｈ株式会社

代表清算人　グエン・マン・フン

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目六番九号

株式会社八米商店

代表清算人　本橋　慶子

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催株主総会決議により解散しました。債権を有する方は、本公告掲載翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都渋谷区神宮前一丁目四番二〇号パークコート神宮前六一九号室

ＳＩＣＩＳＴＡ株式会社

代表清算人　小澤　貴男

解散公告

当社は、令和八年三月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル

株式会社ＫＷＯＫ

代表清算人　郭　大路

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一二番一六号

合同会社アヴェイルパートナーズ

清算人　岩田　紀男

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都品川区南品川二丁目一五番四号

宮崎運輸株式会社

代表清算人　宮崎　啓純

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ＢＥＣＯＭＥ　ＲＩＣＨ

代表清算人　後藤　和輝

解散公告

当社は、令和八年四月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都板橋区志村三丁目二七番七号

正喜株式会社

代表清算人　谷口　美央

解散公告

当社は、令和八年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都荒川区東日暮里四丁目一九番八号

ヒカリ株式会社

代表清算人　王　謙益

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都文京区小石川四丁目一五番六―三〇九号

有限会社ジオ・プランニング

清算人　塩路安紀子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都国分寺市南町三丁目一番三三号

有限会社チュプカ

清算人　山口　司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都江東区東陽五丁目二四番一号

有限会社ジェイ・ケイ

清算人　伊藤千恵子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一号八Ｆ

株式会社Ｂ．Ａ．Ｃ　ＨＯＭＩＥＳ

代表清算人　大澤　秀文

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都調布市調布ケ丘二丁目三一番地一六

株式会社オーエム

代表清算人　岡本　眞郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都八王子市川口町一六八〇番地二

株式会社クロスポイント

代表清算人　中村　丈一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都立川市栄町一丁目一六番地の一プライムガーデン国立一〇四号

一般社団法人宮田ファンド

代表清算人　宮田　章子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都台東区柳橋一丁目二―一二―五階Ａ　ＢＳ―Ｅ―六号

澤栄株式会社

代表清算人　管　翼

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都葛飾区東金町三―一七―一〇ＫＢＳＣ―一三

金禾科技株式会社

代表清算人　管　翼

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社Ｐｒｏｇｒｅｅ

代表清算人　亀井　悠二

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都世田谷区用賀四丁目三二番二〇―三〇三号

株式会社ぐるぐるフレンズ

代表清算人　宇野　博之

解散公告

当社は、令和七年七月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

ＡＬＲマネジメント株式会社

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県横浜市鶴見区小野町六番地五ミラリオ鶴見小野七〇九　株式会社アイウート

代表清算人　飯田　正信

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県横浜市都筑区北山田一―一〇―五横浜港北オフィス三Ｆ―03

ＨＩＺＵＲＵＹＡ株式会社

代表清算人　伍　佳軒

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北一丁目五番二号サザンコートＩ二階

株式会社ナノグラスコーティング

代表清算人　海賓　貴洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県秦野市鶴巻南二丁目一〇番五号

ローズガーデン　合同会社ＳＵＮＳ

清算人　西島　竜矢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目四番九号

有限会社宮崎尊事務所

清算人　宮崎　尊

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

新潟県新発田市富塚町一丁目八番一七号

大倉建材株式会社

代表清算人　大倉　岩治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

富山市宝町一丁目七番五号

有限会社ヤマコシ商事

清算人　山越　瑞枝

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

岐阜県土岐市肥田町浅野五四番地の一四

有限会社梅の木工房

清算人　宮川　隆明

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

岐阜県岐阜市芋島四丁目二九番一五号

株式会社Ｊ．Ｉ．Ｃ

代表清算人　青木香奈枝

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

静岡県静岡市葵区七間町一四―一―一四〇三

トランスメディア・ソリューションズ有限会社

清算人　篠田　明美

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

名古屋市昭和区西畑町七番地の一〇

一般社団法人Ｋ６

代表清算人　クマール　パワン

解散公告

当社は、令和八年四月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

三重県多気郡多気町波多瀬四一二番地二

合同会社元丈フォレスト

清算人　髙橋　孝範

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

京都府城陽市平川車塚五五の九

株式会社ワイズ

代表清算人　塚本　裕也

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

京都府宇治市槇島町中川原九〇番地の二

株式会社坂口製作所

代表清算人　白木　怜

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

京都市中京区押小路通新町西入頭町二六番地の一

有限会社門村整理

清算人　門村富美祝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府大東市三住町四番二号

ハピマグ株式会社

代表清算人　山岡　景子

解散公告

当社は、令和八年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府阪南市尾崎町一―九―七

株式会社野百合

代表清算人　李　朝　阳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府南河内郡河南町大字加納二九六番地

有限会社かなん工芸

清算人　武本　充明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪市淀川区西中島五丁目一―八―六〇八

株式会社宏立

代表清算人　劉　立

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪市西淀川区姫里一丁目三番一六号

日工株式会社

代表清算人　池田比呂子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪市都島区片町一丁目八番一五号

加商株式会社

代表清算人　池田比呂子

解散公告

当社は、令和八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府大阪市中央区南本町二―一―八

株式会社Ｍｉｌｔｏｎ清算会社

代表清算人　髙井　利文

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日に総社員の同意により、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府八尾市福万寺町南二丁目九番地の一二

合同会社Ｎａｋａｔａ．Ｋ．Ｉｎｄｕｓｔｒｙ

清算人　京塚　真弓

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪市中央区北浜二丁目二番二二号

株式会社ＢＰＪ

代表清算人　西脇　大介

解散公告

当法人は、令和八年四月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

兵庫県姫路市北平野五丁目一四番八号

一般社団法人Ｈ２Ｏ

代表清算人　廣本　龍

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

兵庫県伊丹市宮ノ前一丁目四番二四―一一〇一号

株式会社多田商店

代表清算人　多田　豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

奈良県五條市西吉野町阪巻五八四番地の二

株式会社小山電気土木

代表清算人　小山　敦史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

奈良県生駒市美鹿の台一番三号

株式会社ワカバメディカル

代表清算人　松岡　鋭

解散公告

当社は、令和八年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

鳥取市田島三七四番地二

ユーアイ産業有限会社

清算人　北村　義郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

岡山市北区白石西新町七番地一〇七フレグランスアコオ二〇三号室

合同会社ハノハノ

清算人　時末　偉

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

広島県府中市元町二〇五番地の二

有限会社ヤマモト

清算人　山本　節子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

山口県周南市都町二丁目五二番地の二

株式会社新和ハウジング

代表清算人　松岡　誠

解散公告

当社は、令和八年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

山口県山口市中央四丁目三番四号

有限会社鳳友

清算人　徳田　功

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

徳島市住吉一丁目一一番二二号

株式会社近藤泰商店

代表清算人　近藤　泰三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

香川県さぬき市大川町富田中一四三〇―一

鼎豊国際株式会社

代表清算人　ワン　フォン

解散公告

当法人は、令和八年三月十九日開催の評議員会の決議並びに佐世保市長の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

長崎県佐世保市世知原町栗迎八九番地九

社会福祉法人国見福祉会

清算人　谷口　廣行

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

長崎県大村市協和町八〇三番地

有限会社ダイツー

清算人　荒木　祐子

解散公告

当社は、令和八年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

宮崎県宮崎市佐土原町松小路七番地四

有限会社佐土原みやこタクシー

清算人　吉野　剛

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

沖縄県国頭郡本部町字大嘉陽四七二番地

農業生産法人有限会社アントンファーム

清算人　坂口　泰司

解散公告（第一回）

当法人は、目的たる業務の成功の不能により令和八年三月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

北海道網走市南二条西一丁目七番地二

医療法人社団中山医院

清算人　中山さやか

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、令和八年四月九日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

エア・ウォーター企業年金基金

清算人　堤　宏記

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

岡山市南区福富西二丁目五番四〇号

医療法人社団緑竹会

清算人　竹原　謙三

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都中央区銀座八丁目一二番五号峯田ビル三階

医療法人社団正和会

清算人　栗原　大典

解散公告（第二回）

当組合は、港区長の認可により令和八年四月二十二日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

飯倉三生マンション建替組合

代表清算人　坂本　修

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

神奈川県厚木市田村町六番三九号

医療法人社団伸和会

清算人　星　伸和

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月二十二日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

三重県津市小舟一〇八一番地八三

殿舟団地共用施設団地管理組合法人

清算人　野口　正樹

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年三月二日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

京都府舞鶴市千歳八九六―一番地

清算法人舞鶴市西大浦土地改良区

代表清算人　南　忠嗣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十九日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

香川県高松市屋島東町一六七六番地

東光寺

清算人　弁護士　山田　浩司

連絡先　高松市丸の内四番六号アラキビル二階―Ｎ　山田法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

宮崎県宮崎市田野町乙一〇八四三番地三

農事組合法人鷺瀬原茶業組合

清算人　田中　宏史

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月五日開催の総会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

愛知県豊川市末広通二丁目二八番地

レインボー桜ヶ丘管理組合法人

清算人　鈴木　和功

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十四日

島根県仁多郡奥出雲町横田一〇六三番地一

医療法人社団　信愛会

清算人　藤原　卓

第11期決算公告

令和８年４月21日

福島県喜多方市豊川町米室字古開142番地20

アイシンテック株式会社

代表取締役　増田　勇

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	635,689
	固定資産	1,994,757
	資産合計	**2,630,446**
負債及び純資産の部	流動負債	322,140
	固定負債	1,353,420
	株主資本	954,886
	資本金	3,000
	利益剰余金	951,886
	その他利益剰余金	951,886
	（うち当期純利益）	(141,533)
	負債・純資産合計	**2,630,446**

第８期決算公告

令和８年４月６日

千葉県柏市あけぼの４丁目３番１―0503号

株式会社リクシヴ

代表取締役　大場　育雄

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,858
	資産合計	**15,858**
負債及び純資産の部	流動負債	1,709
	株主資本	14,149
	資本金	4,000
	利益剰余金	10,149
	その他利益剰余金	10,149
	（うち当期純利益）	(714)
	負債・純資産合計	**15,858**

第 61 期 決 算 公 告

令和８年５月14日　静岡県浜松市中央区砂山町331番地の21

株式会社浜友Ａ．Ｌ．

代表取締役　大石　恵司

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,083,426	流動負債	8,381,523
固定資産	15,293,706	固定負債	6,408,683
繰延資産	3,091,673	株主資本	12,530,758
		資本金	300,000
		利益剰余金	12,230,758
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	12,155,758
		（うち当期純利益）	(161,654)
		評価・換算差額等	147,840
		有価証券評価差額金	147,840
資産合計	27,468,806	負債・純資産合計	27,468,806

第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card II 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	10,225,376
	株主資本	△10,225,375
	資本金	1
	利益剰余金	△10,225,376
	その他利益剰余金	△10,225,376
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 32 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
千葉県野田市西三ケ尾314番地
ＳＵＭＣＯテクノロジー株式会社
代表取締役　吉田　文彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,043,918
	固定資産	751,140
	合計	3,795,058
負純資産及び債のび部	流動負債	574,852
	固定負債	193,670
	株主資本	3,026,536
	資本金	12,500
	資本剰余金	7,500
	利益剰余金	3,006,536
	（うち当期純利益）	（425,569）
	合計	3,795,058

第 54 期決算公告

令和８年４月17日
千葉県市原市五井南海岸12番地28
エチレンケミカル株式会社
代表取締役社長　渡邊　真也

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,900
	固定資産	1,587
	合計	3,487
負純資産及び債のび部	流動負債	1,368
	固定負債	331
	株主資本	1,788
	資本金	90
	利益剰余金	1,703
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	1,680
	（うち当期純利益）	（104）
	自己株式	△5
	合計	3,487

第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card V 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	9,961,556
	株主資本	△9,961,555
	資本金	1
	利益剰余金	△9,961,556
	その他利益剰余金	△9,961,556
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card IV 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	9,957,556
	株主資本	△9,957,555
	資本金	1
	利益剰余金	△9,957,556
	その他利益剰余金	△9,957,556
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card III 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	10,231,581
	株主資本	△10,231,580
	資本金	1
	利益剰余金	△10,231,581
	その他利益剰余金	△10,231,581
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 6 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card VIII 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	373,300
	株主資本	△373,299
	資本金	1
	利益剰余金	△373,300
	その他利益剰余金	△373,300
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 6 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card VII 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	373,300
	株主資本	△373,299
	資本金	1
	利益剰余金	△373,300
	その他利益剰余金	△373,300
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 8 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
Black Card VI 株式会社
代表取締役　スコット・ブラム

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資産及び債のび部	流動負債	495,800
	株主資本	△495,799
	資本金	1
	利益剰余金	△495,800
	その他利益剰余金	△495,800
	（うち当期純損失）	（70,000）
	合計	1

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都千代田区神田神保町三丁目５番地
株式会社ジー・ワン
代表取締役　緒方はる香

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	135,603
	固定資産	8,153
	合計	143,756
負純資産及び債のび部	流動負債	19,371
	株主資本	124,384
	資本金	80,000
	資本剰余金	80,000
	その他資本剰余金	80,000
	利益剰余金	△35,615
	その他利益剰余金	△35,615
	（うち当期純損失）	（6,935）
	合計	143,756

第９期決算公告

令和８年３月27日
東京都千代田区丸の内２丁目６番１号
丸の内パークビルディング６階
パートナーズ・グループ・ジャパン株式会社
代表取締役　大西　康夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,620,802
	固定資産	207,240
	資産合計	1,828,043
負純資産及び債のび部	流動負債	243,809
	（賞与引当金）	（116,567）
	固定負債	83,122
	株主資本	1,501,111
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,491,111
	その他利益剰余金	1,491,111
	（うち当期純利益）	（228,809）
	負債・純資産合計	1,828,043

第 4 期 決 算 公 告

令和８年３月25日
東京都港区六本木６丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー16階
ＰＪＴパートナーズジャパン株式会社
代表取締役
カラン・ダノ・カーティス・レズニック

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	346
	固定資産	13
	資産合計	359
負純資産及び債のび部	流動負債	232
	株主資本	127
	資本金	190
	利益剰余金	△63
	その他利益剰余金	△63
	（うち当期純利益）	（34）
	負債・純資産合計	359

第１期決算公告

2026年３月30日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
ＭＩＴガエアエネルギー開発株式会社
代表取締役社長　鹿目　貴志
貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,343
	固定資産	5,670
	繰延資産	1,196
	資産合計	**25,210**
負純資債及産のび部	流動負債	6,283
	固定負債	91
	株主資本	18,835
	資本金	35,000
	利益剰余金	△ 16,164
	その他利益剰余金	△ 16,164
	（うち当期純損失）	（16,164）
	負債・純資産合計	**25,210**

第12期決算公告

令和８年５月14日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目２番１号
株式会社ビーコンラーニングサービス
代表取締役　近藤　雅人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	234,480
	固定資産	35,124
	資産合計	**269,605**
負純資債及産のび部	流動負債	81,769
	固定負債	6,105
	株主資本	181,731
	資本金	50,000
	利益剰余金	131,731
	その他利益剰余金	131,731
	（うち当期純利益）	（20,256）
	負債・純資産合計	**269,605**

第19期決算公告

令和８年５月14日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番４号
株式会社Ｐｌａｙｃｅ
代表取締役　秋山　由香
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	73,295
	固定資産	1,680
	合計	**74,975**
負純資債及産のび部	流動負債	15,992
	株主資本	58,983
	資本金	40,000
	利益剰余金	18,983
	その他利益剰余金	18,983
	（うち当期純損失）	（7,739）
	合計	**74,975**

第57期決算公告

令和８年５月14日
静岡県浜松市中央区砂山町331番地の21
株式会社浜友Ｅ．Ｆ．
代表取締役　大石　恵司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,394,943
	固定資産	18,611,106
	合計	**26,006,049**
負純資債及産のび部	流動負債	2,412,613
	固定負債	9,053,907
	株主資本	14,539,529
	資本金	98,000
	利益剰余金	14,441,529
	利益準備金	1,625
	その他利益剰余金	14,439,904
	（うち当期純利益）	（704,642）
	合計	**26,006,049**

第63期決算公告

令和８年５月14日
東京都中央区日本橋３丁目１番17号
エステック株式会社
代表取締役　宮本　智三
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,308,301
	固定資産	1,291,210
	合計	**3,599,512**
負純資債及産のび部	流動負債	702,893
	固定負債	232,837
	株主資本	2,370,268
	資本金	96,000
	資本剰余金	120,500
	利益剰余金	2,153,768
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	2,113,768
	（うち当期純利益）	（331,235）
	評価・換算差額等	293,513
	合計	**3,599,512**

第１期決算公告

2026年３月30日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
ＭＩＴガエア２エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　鹿目　貴志
貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,343
	固定資産	5,670
	繰延資産	1,196
	資産合計	**25,210**
負純資債及産のび部	流動負債	6,283
	固定負債	91
	株主資本	18,835
	資本金	35,000
	利益剰余金	△ 16,164
	その他利益剰余金	△ 16,164
	（うち当期純損失）	（16,164）
	負債・純資産合計	**25,210**

第３期決算公告

2026年５月14日
大阪市淀川区宮原四丁目５番36号
キリンドウベストクリーンサービス株式会社
代表取締役　高松　悟
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	81,687
	固定資産	6,433
	合計	**88,120**
負純資債及産のび部	流動負債	24,262
	（うち賞与引当金）	（4,800）
	株主資本	63,858
	資本金	1,000
	資本剰余金	40,028
	その他資本剰余金	40,028
	利益剰余金	22,830
	その他利益剰余金	22,830
	（うち当期純利益）	（11,545）
	合計	**88,120**

第25期決算公告

令和８年５月14日
滋賀県長浜市田村町字仙堂前1199番地
イオンディライトアカデミー株式会社
代表取締役社長　二宮　大祐
貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	591,137
	固定資産	28,906
	合計	**620,044**
負純資債及産のび部	流動負債	183,923
	株主資本	436,121
	資本金	30,000
	利益剰余金	406,121
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	398,621
	（うち当期純利益）	（60,523）
	合計	**620,044**

第17期決算公告

令和８年４月11日
愛知県一宮市大和町毛受字辻畑86番地１
株式会社福江総合研究所
代表取締役　福江　元秀
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,953
	固定資産	50,127
	合計	**55,080**
負純資債及産のび部	流動負債	5,909
	株主資本	49,171
	資本金	2,000
	利益剰余金	47,171
	その他利益剰余金	47,171
	（うち当期純利益）	（10,700）
	合計	**55,080**

第68期決算公告

令和８年５月14日
大阪府高槻市上土室６丁目17番１号
内外カーボンインキ株式会社
代表取締役　島田　広司
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,573,040
	固定資産	12,205,576
	合計	**17,778,616**
負純資債及産のび部	流動負債	1,077,070
	固定負債	—
	株主資本	16,701,546
	資本金	257,044
	利益剰余金	16,444,502
	（利益準備金）	（64,261）
	（その他利益剰余金）	（16,380,241）
	（うち当期純利益）	（250,351）
	合計	**17,778,616**

第４期決算公告

令和８年５月14日
大阪市東住吉区西今川１丁目１番16号
ＣＹＣＮ株式会社
代表取締役　宮西　祥平
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,078,577
	資産合計	**8,078,577**
負純資債及産のび部	流動負債	767,647
	負債合計	**767,647**
	株主資本	7,310,930
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	4,310,930
	その他利益剰余金	4,310,930
	（うち当期純利益）	（404,895）
	純資産合計	**7,310,930**
	負債・純資産合計	**8,078,577**

第54期決算公告

2026年５月14日
大阪市淀川区宮原四丁目５番36号
株式会社健美舎
代表取締役　中島　正紀
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	601,421
	固定資産	6,488
	合計	**607,910**
負純資債及産のび部	流動負債	550,097
	（うち賞与引当金）	（2,500）
	株主資本	57,859
	資本金	20,000
	利益剰余金	37,859
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	32,859
	（うち当期純利益）	（11,579）
	評価・換算差額等	△ 47
	繰延ヘッジ損益	△ 47
	合計	**607,910**

第24期決算公告

令和８年５月14日
山口県下関市大和町一丁目16番１号
株式会社ブリッジ
代表取締役　西村　裕行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,099
	固定資産	6,012
	合計	45,112
負債純資産及び部	流動負債	11,947
	固定負債	31,550
	株主資本	1,614
	資本金	7,000
	利益剰余金	△5,385
	利益準備金	70
	その他利益剰余金	△5,455
	（うち当期純損失）	(12,004)
	合計	45,112

第27期決算公告

2026年５月14日
奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目６番４号
クレール吉田ビル２Ｆ
プリベイル株式会社
代表取締役　寺西　廣行

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	211,922
	固定資産	92,055
	合計	303,977
負債純資産及び部	流動負債	243,999
	（うち賞与引当金）	(1,768)
	固定負債	5,087
	株主資本	54,890
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,890
	その他利益剰余金	44,890
	（うち当期純損失）	(87,184)
	合計	303,977

第24期決算公告

2026年３月26日
大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号
クボタインクルージョンワークス株式会社
代表取締役社長　佐々木伸一郎

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	791,405
	固定資産	87,080
	合計	878,485
負債純資産及び部	流動負債	395,358
	固定負債	66,653
	株主資本	416,474
	資本金	50,000
	資本剰余金	88,293
	その他資本剰余金	88,293
	利益剰余金	278,181
	利益準備金	4,200
	その他利益剰余金	273,981
	（うち当期純利益）	(191,916)
	合計	878,485

第13期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
福岡賃貸保証株式会社
代表取締役　村上　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,373
	固定資産	—
	資産合計	15,373
負債純資産及び部	流動負債	1,533
	固定負債	—
	株主資本	13,840
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,840
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	10,090
	（うち当期純利益）	(3,840)
	負債・純資産合計	15,373

第43期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名一丁目９番50号
東邦ハウジング株式会社
代表取締役　久保山英樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,040,202
	固定資産	121,603
	資産合計	1,161,805
負債純資産及び部	流動負債	376,582
	固定負債	265,406
	株主資本	519,817
	資本金	99,990
	利益剰余金	419,827
	利益準備金	24,998
	その他利益剰余金	394,829
	（うち当期純利益）	(279,817)
	負債・純資産合計	1,161,805

第４期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
株式会社ＧＧＵ
代表取締役　村上　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	759,896
	固定資産	1,410,663
	資産合計	2,170,559
負債純資産及び部	流動負債	363,990
	固定負債	760,403
	株主資本	1,046,166
	資本金	99,990
	利益剰余金	946,176
	その他利益剰余金	946,176
	（うち当期純利益）	(902,245)
	負債・純資産合計	2,170,559

第３期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
株式会社ゾンクホテル
代表取締役　村上　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	361,133
	固定資産	3,513,285
	資産合計	3,874,418
負債純資産及び部	流動負債	264,222
	固定負債	3,266,246
	株主資本	343,950
	資本金	99,990
	利益剰余金	243,960
	その他利益剰余金	243,960
	（うち当期純利益）	(218,962)
	負債・純資産合計	3,874,418

第４期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名一丁目１番31号
株式会社ホテリエ
代表取締役　笹栗　泰典

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	514,094
	固定資産	213,085
	資産合計	727,179
負債純資産及び部	流動負債	463,519
	固定負債	45,030
	株主資本	218,630
	資本金	99,990
	利益剰余金	118,640
	その他利益剰余金	118,640
	（うち当期純利益）	(93,630)
	負債・純資産合計	727,179

第12期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
株式会社建築藝術
代表取締役　村上　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	94,193
	固定資産	1,455,410
	資産合計	1,549,603
負債純資産及び部	流動負債	104,439
	固定負債	1,137,844
	株主資本	307,320
	資本金	3,000
	利益剰余金	304,320
	その他利益剰余金	304,320
	（うち当期純損失）	(12,680)
	負債・純資産合計	1,549,603

第70期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
井野屋商事株式会社
代表取締役　村上　卓磨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	628,437
	固定資産	3,270,269
	資産合計	3,898,706
負債純資産及び部	流動負債	27,901
	固定負債	3,019,301
	株主資本	851,504
	資本金	95,000
	利益剰余金	756,504
	その他利益剰余金	756,504
	（うち当期純利益）	(30,677)
	負債・純資産合計	3,898,706

第14期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
村上ホールディングス株式会社
代表取締役　村上　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,889,978
	固定資産	12,146,882
	資産合計	18,036,860
負債純資産及び部	流動負債	1,736,522
	固定負債	8,434,523
	株主資本	7,865,815
	資本金	9,000
	利益剰余金	7,856,815
	その他利益剰余金	7,856,815
	（うち当期純利益）	(3,277,147)
	負債・純資産合計	18,036,860

第３期決算公告

令和８年５月14日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番50号
株式会社グームホテル
代表取締役　村上　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,590
	固定資産	1,083
	資産合計	225,673
負債純資産及び部	流動負債	14,603
	固定負債	—
	株主資本	211,070
	資本金	99,990
	利益剰余金	111,080
	その他利益剰余金	111,080
	（うち当期純利益）	(86,083)
	負債・純資産合計	225,673

第28期決算公告　令和８年５月14日
千葉県市川市東菅野三丁目１番６号
株式会社ペピカ
代表取締役社長　齋藤　栄輝
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,492
	固定資産	1,038,835
	資産合計	1,171,327
負債及び純資産の部	流動負債	618,281
	固定負債	71,880
	株主資本	481,166
	資本金	100,000
	資本剰余金	306,830
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	281,830
	利益剰余金	74,336
	その他利益剰余金	74,336
	（うち当期純利益）	(3,569)
	負債・純資産合計	1,171,327

第26期決算公告
令和８年５月14日
熊本県熊本市東区戸島四丁目２番47号
株式会社火の国文龍
代表取締役　日髙　貴広
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,265
	固定資産	82,068
	資産合計	148,333
負債及び純資産の部	流動負債	27,570
	固定負債	36,025
	株主資本	84,738
	資本金	99,990
	利益剰余金	△15,252
	その他利益剰余金	△15,252
	（うち当期純利益）	(8,982)
	負債・純資産合計	148,333

第４期決算公告　令和８年５月14日
福岡市東区香椎浜二丁目８番30号
イオンウエルシア九州株式会社
代表取締役社長　内田　守
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,295,260
	固定資産	2,304,615
	資産合計	3,599,875
負債及び純資産の部	流動負債	3,258,676
	固定負債	65,637
	株主資本	275,562
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,800,000
	資本準備金	1,450,000
	その他資本剰余金	1,350,000
	利益剰余金	△2,624,437
	その他利益剰余金	△2,624,437
	（うち当期純損失）	(1,039,559)
	負債・純資産合計	3,599,875

第10期決算公告
令和８年５月14日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
NCL Japan株式会社
代表取締役　ダニエル・セス・ファルカス
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	257,151,897
	固定資産	9,764,667
	資産合計	266,916,564
負債及び純資産の部	流動負債	180,303,489
	株主資本	86,613,075
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	81,613,075
	その他利益剰余金	81,613,075
	（うち当期純利益）	(6,085,565)
	負債・純資産合計	266,916,564

第１期決算公告　令和８年３月31日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー14階
Linnovate Partners AFS JP株式会社
代表取締役　リン・イーヨン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,025,840
	固定資産	70,000
	資産合計	5,095,840
負債及び純資産の部	流動負債	2,550,652
	株主資本	2,545,188
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△2,454,812
	その他利益剰余金	△2,454,812
	（うち当期純損失）	(2,454,812)
	負債・純資産合計	5,095,840

第19期決算公告　令和８年５月14日
千葉県市川市東菅野三丁目１番６号
株式会社リリーベット
代表取締役社長　川端　博樹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	164,923
	固定資産	4,719
	資産合計	169,642
負債及び純資産の部	流動負債	16,564
	固定負債	1,784
	株主資本	151,293
	資本金	7,000
	資本剰余金	3,500
	資本準備金	3,500
	利益剰余金	140,793
	その他利益剰余金	140,793
	（うち当期純利益）	(12,580)
	負債・純資産合計	169,642

第30期決算公告　令和８年５月14日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
ウェルチ・アレン・ジャパン株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	977,954
	固定資産	48,094
	資産合計	1,026,048
負債及び純資産の部	流動負債	174,527
	有給休暇引当金	9,615
	固定負債	1,414
	株主資本	850,108
	資本金	100,000
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	750,008
	利益準備金	5,700
	その他利益剰余金	744,308
	（うち当期純利益）	(24,396)
	負債・純資産合計	1,026,048

第５期決算公告　令和８年３月30日
東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
ＡＲＣＯ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　古川　珠紀（西明珠紀）
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,771,730
	固定資産	8,628
	資産合計	1,780,358
負債及び純資産の部	流動負債	1,801,339
	賞与引当金	18,163
	有給休暇引当金	3,120
	その他	1,780,056
	株主資本	△20,981
	資本金	80,000
	利益剰余金	△100,981
	その他利益剰余金	△100,981
	（うち当期純利益）	(38,975)
	負債・純資産合計	1,780,358

第43期決算公告
令和８年４月28日
東京都目黒区東山三丁目８番１号
東急ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長執行役員　中井　智彦
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	593,208
	固定資産	59,081
	資産合計	652,290
負債及び純資産の部	流動負債	410,990
	固定負債	63,453
	株主資本	177,846
	資本金	10,000
	資本剰余金	16,992
	その他資本剰余金	16,992
	利益剰余金	150,854
	その他利益剰余金	150,854
	（うち当期純損失）	(29,818)
	負債・純資産合計	652,290

第55期決算公告
令和８年５月14日　山口県下関市長府港町14番１号
日新運輸工業株式会社　代表取締役　松浦　秀子
貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,112,016	流動負債	2,561,754
固定資産	3,300,881	固定負債	1,627,024
		株主資本	2,083,101
		資本金	63,000
		資本剰余金	24,000
		資本準備金	24,000
		利益剰余金	2,066,419
		利益準備金	15,750
		その他利益剰余金	2,050,669
		（うち当期純利益）	(255,988)
		自己株式	△70,317
		評価・換算差額等	141,017
		その他有価証券評価差額金	141,017
資産合計	6,412,897	負債・純資産合計	6,412,897

第22期決算公告
令和８年５月14日
大阪市中央区南船場二丁目３番２号
イオンディライトセキュリティ株式会社
代表取締役　辻中　昭彦
貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,582,925	流動負債	1,483,460
固定資産	151,678	賞与引当金	44,597
		役員業績報酬引当金	9,480
		固定負債	15,665
		役員退職慰労引当金	15,665
		株主資本	1,235,478
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,205,478
		利益準備金	2,142
		その他利益剰余金	1,203,336
		（うち当期純利益）	(247,086)
資産合計	2,734,604	負債・純資産合計	2,734,604

第 25 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
沖縄県那覇市字鏡水150番地那覇空港ビルディング
沖縄ディーエフエス株式会社
代表取締役　ヴィナイ・ランバ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,288,582	流動負債	8,206,895
固定資産	6,252,798	固定負債	5,449,756
		負債合計	**13,656,651**
		株主資本	1,884,729
		資本金	150,000
		資本剰余金	375,000
		資本準備金	375,000
		利益剰余金	1,359,729
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,322,229
		（うち当期純利益）	（836,575）
		純資産合計	**1,884,729**
資産合計	**15,541,380**	**負債・純資産合計**	**15,541,380**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
沖縄県那覇市字鏡水150番地那覇空港ビルディング
沖縄ディーエフエス株式会社
代表取締役　ヴィナイ・ランバ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,142,062	流動負債	9,029,083
固定資産	20,599,891	固定負債	18,154,716
		負債合計	**27,183,799**
		株主資本	1,558,154
		資本金	150,000
		資本剰余金	375,000
		資本準備金	375,000
		利益剰余金	1,033,154
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	995,654
		（うち当期純利益）	（318,825）
		純資産合計	**1,558,154**
資産合計	**28,741,953**	**負債・純資産合計**	**28,741,953**

第 20 期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
ヒルロムジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,500,632
	固定資産	42,542
	資産合計	**1,543,174**
負債及び純資産の部	流動負債	1,030,080
	賞与引当金	11,629
	有給休暇引当金	20,496
	製品保証引当金	6,255
	固定負債	307,134
	株主資本	205,961
	資本金	8,000
	利益剰余金	197,961
	その他利益剰余金	197,961
	（うち当期純損失）	（5,735）
	負債・純資産合計	**1,543,174**

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都中央区晴海一丁目８番８号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーW棟18階
株式会社ＴＩＧＥＲＥＹＥ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	44,272,277
	固定資産	280,379,494
	合計	**324,651,771**
負債及び純資産の部	流動負債	57,266,498
	固定負債	107,000,000
	株主資本	160,385,273
	資本金	214,625,000
	資本剰余金	204,625,000
	資本準備金	204,625,000
	利益剰余金	△258,864,727
	その他利益剰余金	△258,864,727
	（うち当期純損失）	（150,909,917）
	合計	**324,651,771**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百六十二万五千円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日
東京都中央区晴海一丁目八番八号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーW棟一八階
株式会社ＴＩＧＥＲＥＹＥ
代表取締役　上村　学

第 10 期決算公告

令和８年５月14日
東京都中央区京橋一丁目１番１号
八重洲ダイビル３階
Rapid７ Japan株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	344,757
	固定資産	32,507
	資産合計	**377,264**
負債及び純資産の部	流動負債	207,582
	有給休暇引当金	10,985
	その他	196,596
	固定負債	15,665
	株主資本	154,016
	資本金	1,000
	利益剰余金	153,016
	その他利益剰余金	153,016
	（うち当期純利益）	（58,345）
	負債・純資産合計	**377,264**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
Yellow Beak特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,618,328	流動負債	202,579
その他の資産	834,568	固定負債	6,520,000
流動資産	797,534	**負債合計**	**6,722,579**
固定資産	23,217	社員資本	3,730,317
繰延資産	13,816	特定資本金	5,000
		優先資本金	3,691,000
		剰余金	34,317
		当期未処分利益	34,317
		純資産合計	**3,730,317**
資産合計	**10,452,897**	**負債・純資産合計**	**10,452,897**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	234,085
営業費用	190,352
営業利益	43,732
営業外収益	585
営業外費用	9,309
経常利益	35,009
税引前当期純利益	35,009
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	34,316

第 15 期決算公告

令和８年３月30日
東京都中央区銀座一丁目14番５号
みらい・パートナーズ株式会社
代表取締役　田中　克佳

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	916,524
	固定資産	25,203
	資産合計	**941,727**
負債及び純資産の部	流動負債	793,688
	株主資本	148,039
	資本金	88,000
	資本剰余金	17,624
	資本準備金	17,624
	利益剰余金	60,227
	その他利益剰余金	60,227
	（うち当期純利益）	（3,755）
	自己株式	△17,812
	負債・純資産合計	**941,727**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
Three Arrows特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	3,446,893	流動負債	2,102,510
その他の資産	400,153	固定負債	112,798
流動資産	397,913	**負債合計**	**2,215,308**
繰延資産	2,240	社員資本	1,631,739
		特定資本金	5,000
		優先資本金	1,600,000
		剰余金	26,739
		当期未処分利益	26,739
		純資産合計	**1,631,739**
資産合計	**3,847,047**	**負債・純資産合計**	**3,847,047**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	104,885
営業費用	77,594
営業利益	27,290
営業外収益	2,087
営業外費用	1,947
経常利益	27,431
税引前当期純利益	27,431
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	26,739

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
West Hill DC２特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	3,802,857	流動負債	687,225
その他の資産	1,085,635	**負債合計**	**687,225**
流動資産	1,038,657	社員資本	4,201,267
繰延資産	46,978	特定資本金	5,000
		優先資本金	4,218,485
		剰余金	△22,217
		当期未処理損失	22,217
		純資産合計	**4,201,267**
資産合計	**4,888,493**	**負債・純資産合計**	**4,888,493**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	18,994
営業損失	18,994
営業外収益	93
経常損失	18,901
税引前当期純損失	18,901
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	19,851

第３期決算公告

令和８年５月９日
東京都千代田区神田相生町一番地
株式会社ＬＤｃｕｂｅ
代表取締役社長　新井　澄人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	240,337
	固定資産	24,534
	繰延資産	414
	資産合計	**265,286**
負債純資産の部	流動負債	102,366
	固定負債	141,000
	株主資本	21,920
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,079
	その他利益剰余金	△8,079
	（うち当期純損失）	（3,817）
	負債・純資産合計	**265,286**

第４期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
KR Ginza特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,701,783	流動負債	101,891
その他の資産	529,553	固定負債	4,202,759
流動資産	529,553	**負債合計**	**4,304,651**
		社員資本	5,926,684
		特定資本金	100
		優先資本金	5,788,800
		剰余金	137,784
		当期未処分利益	137,784
		純資産合計	**5,926,684**
資産合計	**10,231,336**	**負債・純資産合計**	**10,231,336**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	366,367
営業費用	227,750
営業利益	138,616
営業外収益	1,091
経常利益	139,708
税引前当期純利益	139,708
法人税、住民税及び事業税	1,752
当期純利益	137,956

第５期決算公告

令和８年４月13日
東京都台東区花川戸一丁目２番６号
株式会社EnglishCentral JAPAN
代表取締役　アランシュワルツ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	51,065
	固定資産	22,894
	資産合計	**73,959**
負債純資産の部	流動負債	79,709
	株主資本	△5,750
	資本金	2,000
	資本剰余金	8,431
	その他資本剰余金	8,431
	利益剰余金	△16,181
	その他利益剰余金	△16,181
	（うち当期純損失）	（31,152）
	負債・純資産合計	**73,959**

第５期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
小平インターナショナル特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	3,879,500	流動負債	674,633
その他の資産	5,273,703	固定負債	5,298,150
流動資産	5,253,054	**負債合計**	**5,972,783**
固定資産	14,273	社員資本	3,180,420
繰延資産	6,375	特定資本金	5,000
		優先資本金	2,757,000
		剰余金	418,420
		当期未処分利益	418,420
		純資産合計	**3,180,420**
資産合計	**9,153,204**	**負債・純資産合計**	**9,153,204**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	571,977
営業費用	142,715
営業利益	429,262
営業外収益	1,332
営業外費用	10,810
経常利益	419,783
税引前当期純利益	419,783
法人税、住民税及び事業税	1,368
当期純利益	418,414

第８期決算公告

令和８年５月14日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
ＡＥＷジャパン株式会社
代表取締役　松田　潔昌

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,425
	固定資産	2,325
	合計	**42,750**
負債純資産の部	流動負債	139,006
	賞与引当金	8,569
	株主資本	△96,256
	資本金	10,000
	利益剰余金	△106,256
	その他利益剰余金	△106,256
	（うち当期純利益）	（9,299）
	合計	**42,750**

第１期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
Tiger Gate特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	4,964,438	流動負債	44,868
その他の資産	455,712	固定負債	3,217,444
流動資産	336,610	**負債合計**	**3,262,312**
固定資産	92,375	社員資本	2,157,838
繰延資産	26,726	特定資本金	5,000
		優先資本金	2,110,000
		剰余金	42,838
		当期未処分利益	42,838
		純資産合計	**2,157,838**
資産合計	**5,420,150**	**負債・純資産合計**	**5,420,150**

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月７日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	145,264
営業費用	92,297
営業利益	52,966
営業外収益	279
営業外費用	9,161
経常利益	44,084
税引前当期純利益	44,084
法人税、住民税及び事業税	1,246
当期純利益	42,838

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Mixam Japan株式会社
代表取締役　ラム・ズートニー

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,871
	固定資産	279
	合計	**4,150**
負債純資産の部	流動負債	36,555
	株主資本	△32,404
	資本金	5,000
	利益剰余金	△37,404
	その他利益剰余金	△37,404
	（うち当期純損失）	（25,908）
	合計	**4,150**

第21期決算公告　令和８年５月14日

新潟県十日町市中屋敷581番地
株式会社千手
代表取締役　櫃間　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	193,622
	固定資産	230,964
	繰延資産	950
	合計	425,536
負債及び純資産の部	流動負債	74,554
	固定負債	111,724
	株主資本	239,258
	資本金	56,270
	利益剰余金	182,988
	利益準備金	2,394
	その他利益剰余金	180,594
	(うち当期純利益)	(71,654)
	合計	425,536

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
Canal Side特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	6,152,698	流動負債	212,491
その他の資産	744,824	固定負債	3,725,613
流動資産	710,671	負債合計	3,938,105
繰延資産	34,153	社員資本	2,959,418
		特定資本金	5,000
		優先資本金	3,005,000
		剰余金	△50,581
		当期未処理損失	50,581
		純資産合計	2,959,418
資産合計	6,897,523	負債・純資産合計	6,897,523

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	68,570
営業費用	110,182
営業損失	41,612
営業外収益	427
営業外費用	8,922
経常損失	50,107
税引前当期純損失	50,107
法人税、住民税及び事業税	475
当期純損失	50,582

第９期決算公告　令和８年５月14日

和歌山県和歌山市黒田１丁目１番19号
アットシグナル株式会社
代表取締役　竹迫　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,429
	固定資産	3,037
	繰延資産	67,491
	資産合計	91,957
負債及び純資産の部	流動負債	44,439
	固定負債	26,644
	株主資本	20,874
	資本金	49,500
	資本剰余金	15,362
	資本準備金	15,362
	利益剰余金	△43,988
	その他利益剰余金	△43,988
	(うち当期純利益)	(267)
	負債・純資産合計	91,957

第１期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
KDCR Tokyo２特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	80,667,151	流動負債	9,118,178
その他の資産	10,491,575	固定負債	55,000,000
流動資産	10,187,531	負債合計	64,118,178
固定資産	46,064	社員資本	27,040,548
繰延資産	257,979	特定資本金	100
		優先資本金	27,786,130
		剰余金	△745,681
		当期未処理損失	745,681
		純資産合計	27,040,548
資産合計	91,158,726	負債・純資産合計	91,158,726

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月26日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	402,860
営業費用	1,147,199
営業損失	744,339
営業外費用	938
経常損失	745,278
税引前当期純損失	745,278
法人税、住民税及び事業税	403
当期純損失	745,681

第23期決算公告

令和８年５月14日
岡山市南区西市108番地の７
宮地電工株式会社
代表取締役　宮地　敬幸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	348,660
	固定資産	191,658
	合計	540,319
負債及び純資産の部	流動負債	126,610
	固定負債	98,346
	退職給与引当金	98,346
	株主資本	315,362
	資本金	10,000
	利益剰余金	305,362
	その他利益剰余金	305,362
	(うち当期純利益)	(6,625)
	合計	540,319

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
KDCR Tokyo１特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	23,379,221	流動負債	212,862
その他の資産	434,009	固定負債	14,000,000
流動資産	334,162	負債合計	14,212,862
繰延資産	99,846	社員資本	9,600,369
		特定資本金	100
		優先資本金	9,560,900
		剰余金	39,369
		当期未処分利益	39,369
		純資産合計	9,600,369
資産合計	23,813,231	負債・純資産合計	23,813,231

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	820,788
営業費用	779,283
営業利益	41,504
営業外収益	1,323
営業外費用	1,695
経常利益	41,133
税引前当期純利益	41,133
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	39,368

第76期決算公告　令和８年５月14日

広島県尾道市新浜一丁目７番16号
株式会社宮地弘社
代表取締役　宮地　信俊

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,512,094
	固定資産	96,844
	合計	1,608,938
負債及び純資産の部	流動負債	300,201
	固定負債	—
	株主資本	1,308,737
	資本金	20,000
	資本剰余金	45,000
	その他資本剰余金	45,000
	利益剰余金	1,243,737
	利益準備金	18,571
	その他利益剰余金	1,225,165
	(うち当期純利益)	(18,534)
	合計	1,608,938

第31期決算公告

2026年３月30日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
ケージーベラウ石油開発株式会社
代表取締役社長　鹿目　貴志

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,499,687	流動負債	2,043,646
固定資産	79,638,867	負債合計	2,043,646
無形固定資産	7,957,429	株主資本	88,094,907
投資その他の資産	71,681,437	資本金	7,035,000
		利益剰余金	81,059,907
		利益準備金	1,758,750
		その他利益剰余金	79,301,157
		純資産合計	88,094,907
資産合計	90,138,554	負債・純資産合計	90,138,554

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	70,093,935
売上原価	39,250,175
売上総利益	30,843,759
販売費及び一般管理費	118,689
営業利益	30,725,070
営業外収益	1,005,184
営業外費用	383,297
経常利益	31,346,956
税引前当期純利益	31,346,956
法人税及び住民税	12,684,666
法人税等調整額	△　687
当期純利益	18,662,978

第 33 期 決 算 公 告

2026年３月30日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号

ケージーウィリアガール石油開発株式会社

代表取締役社長　鹿目　貴志

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,241,154	流動負債	1,621,919
固定資産	13,359,292	負債合計	1,621,919
無形固定資産	1,402,272	株主資本	12,978,527
投資その他の資産	11,957,019	資本金	3,177,000
		利益剰余金	9,801,527
		利益準備金	214,822
		その他利益剰余金	9,586,704
		純資産合計	12,978,527
資産合計	14,600,446	負債・純資産合計	14,600,446

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	11,807,615
売上原価	6,695,036
売上総利益	5,112,578
販売費及び一般管理費	116,586
営業利益	4,995,991
営業外収益	193,243
営業外費用	59,132
経常利益	5,130,102
税引前当期純利益	5,130,102
法人税及び住民税	2,877,575
法人税等調整額	△ 127
当期純利益	2,252,655

第 85 期決算公告

令和８年５月14日
広島県尾道市新浜一丁目７番16号
宮地産業株式会社
代表取締役　宮地　信俊

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	62,047
	固定資産	50,004
	合計	112,052
負債純資産の部	流動負債	198
	固定負債	150
	株主資本	111,703
	資本金	7,625
	資本剰余金	1,123
	資本準備金	1,123
	利益剰余金	102,954
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	101,954
	（うち当期純利益）	（1,017）
	合計	112,052

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月24日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
ディエイチ・ディベロップメント・フォー特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	22,809,512
固定資産	44,330,953	固定負債	26,460,364
特定資産合計	44,330,953	負債合計	49,269,877
その他の資産		社員資本	306,438
流動資産	5,244,282	特定資本金	100
繰延資産	1,079	優先資本金	950,000
		剰余金	△ 643,661
		当期未処理損失	643,661
その他の資産合計	5,245,362	純資産合計	306,438
資産合計	49,576,315	負債・純資産合計	49,576,315

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	219,743
営業損失	219,743
営業外収益	1,590
営業外費用	83
経常損失	218,236
税引前当期純損失	218,236
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	218,526
前期繰越損失	425,134
当期未処理損失	643,661

第 68 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
広島県尾道市新浜一丁目７番16号
宮地電工販売株式会社
代表取締役　宮地　信俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	818,734
	固定資産	136,442
	合計	955,177
負債純資産の部	流動負債	329,216
	納税引当金	28,182
	固定負債	12,329
	株主資本	613,631
	資本金	40,000
	利益剰余金	573,631
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	571,131
	（うち当期純利益）	（81,270）
	合計	955,177

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月24日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
久喜開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	17,570,183
固定資産	17,006,590	固定負債	565,918
特定資産合計	17,006,590	負債合計	18,136,102
その他の資産		社員資本	121,640
流動資産	1,249,810	特定資本金	100
固定資産	148	優先資本金	1,500,000
繰延資産	1,193	剰余金	△1,378,459
		当期未処理損失	1,378,459
その他の資産合計	1,251,152	純資産合計	121,640
資産合計	18,257,742	負債・純資産合計	18,257,742

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,318,391
営業費用	1,494,782
営業損失	176,391
営業外収益	1,547
営業外費用	500
経常損失	175,343
税引前当期純損失	175,343
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	176,293
前期繰越損失	1,202,165
当期未処理損失	1,378,459

第 79 期 決 算 公 告

令和８年５月14日
広島県尾道市新浜一丁目７番16号
松山宮地弘商事株式会社
代表取締役　黒川　勝年

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,602,797
	固定資産	1,787,953
	合計	4,390,750
負債純資産の部	流動負債	2,051,975
	固定負債	556,264
	退職給与引当金	80,000
	株主資本	1,782,510
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,752,510
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,737,510
	（うち当期純利益）	（112,633）
	合計	4,390,750

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月24日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
舞洲開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	16,089,792
固定資産	23,010,481	固定負債	6,671,624
特定資産合計	23,010,481	負債合計	22,761,416
その他の資産		社員資本	815,829
流動資産	524,933	特定資本金	100
固定資産	38,161	優先資本金	2,900,000
繰延資産	3,670	剰余金	△2,084,270
		当期未処理損失	2,084,270
その他の資産合計	566,765	純資産合計	815,829
資産合計	23,577,246	負債・純資産合計	23,577,246

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	594,714
営業費用	1,856,602
営業損失	1,261,887
営業外収益	2,458
営業外費用	749
経常損失	1,260,179
税引前当期純損失	1,260,179
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	1,261,129
前期繰越損失	823,140
当期未処理損失	2,084,270

第３期決算公告

令和８年３月31日
福岡市中央区警固二丁目19番13号
警固ロイヤルビル４Ｆ、５Ｆ、６Ｆ
OFFEKT株式会社
代表取締役　アンドリュー・ウェルガラ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	355,881
	資産合計	355,881
負債純資産の部	流動負債	3,360,542
	株主資本	△3,004,661
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△8,004,661
	その他利益剰余金	△8,004,661
	（うち当期純損失）	（3,755,852）
	負債・純資産合計	355,881

第12期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区南青山２丁目２番３号
ダビドフ・オブ・ジュネーブ・ジャパン株式会社
代表取締役　エマニュエル・ドゥ・プラス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	509,885
	固定資産	80,011
	資産合計	589,895
負純資産債及のび部	流動負債	132,209
	固定負債	186,000
	株主資本	271,687
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	261,687
	その他利益剰余金	261,687
	（うち当期純利益）	(73,988)
	負債・純資産合計	589,895

第51期決算公告

令和８年５月９日
沖縄県島尻郡南風原町字兼城514番地１
イオン琉球株式会社
代表取締役社長　鯉渕豊太郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,600	流動負債	20,512
固定資産	26,466	固定負債	7,573
有形固定資産	19,736	負債合計	28,085
無形固定資産	5	株主資本	9,981
投資その他の資産	6,723	資本金	360
		資本剰余金	736
		資本準備金	736
		利益剰余金	8,885
		利益準備金	90
		その他利益剰余金	8,795
		純資産合計	9,981
資産合計	38,066	負債・純資産合計	38,066

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	106,573
売上原価	81,390
売上総利益	25,182
その他営業収入	5,056
営業総利益	30,239
販売費及び一般管理費	28,107
営業利益	2,131
営業外損益	△8
経常利益	2,123
特別損益	△397
税引前当期純利益	1,726
法人税、住民税及び事業税	458
法人税等調整額	69
当期純利益	1,197

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
ミッドタウン・タワー24階
Ｋホールディングス株式会社
代表取締役　清水　俊孝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,648
	固定資産	2,846,260
	合計	2,856,908
負純資産債及のび部	流動負債	3,442
	株主資本	2,853,466
	資本金	5
	その他資本剰余金	2,856,661
	利益剰余金	△12,602
	繰越利益剰余金	9,402
	（うち当期純損失）	(12,602)
	合計	2,856,908

第19期決算公告

令和８年５月14日
仙台市青葉区花京院二丁目１番54号
グランディ株式会社
代表取締役　熱海　秀宗

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,374
	固定資産	334,271
	合計	386,645
負純資産債及のび部	流動負債	104,921
	固定負債	47,770
	株主資本	233,954
	資本金	6,000
	利益剰余金	227,954
	その他利益剰余金	227,954
	（うち当期純利益）	(38,092)
	合計	386,645

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年五月十四日
仙台市青葉区花京院二丁目一番五四号
（甲）グランディ株式会社
代表取締役　熱海　秀宗
仙台市青葉区花京院二丁目一番五四号
（乙）有限会社明生商会
取締役　熱海　秀宗

第２期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
ミッドタウン・タワー24階
Ｍホールディングス株式会社
代表取締役　清水　俊孝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	237
	固定資産	2,975,000
	合計	2,975,237
負純資産債及のび部	流動負債	2,664
	株主資本	2,972,572
	資本金	5
	その他資本剰余金	2,974,995
	利益剰余金	△2,184
	繰越利益剰余金	△242
	（うち当期純損失）	(2,184)
	合計	2,975,237

決算公告

令和８年５月14日
京都市下京区七条御所ノ内中町７番地
六三機工商事株式会社
代表取締役　福田　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,298
	固定資産	60,458
	合計	99,756
負純資産債及のび部	流動負債	4,240
	固定負債	52,144
	株主資本	43,371
	資本金	20,000
	利益剰余金	24,121
	利益準備金	2,330
	その他利益剰余金	21,791
	（うち当期純利益）	(422)
	自己株式	△ 750
	合計	99,756

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日
京都市下京区七条御所ノ内中町七番地
六三機工商事株式会社
代表取締役　福田　誠

第１期決算公告

令和８年５月14日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
ミッドタウン・タワー24階
株式会社ＨＵＧＥ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ
代表取締役　新川　義弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10
	合計	10
負純資産債及のび部	流動負債	274
	株主資本	△264
	資本金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	△274
	（うち当期純損失）	(274)
	合計	10

第31期決算公告

令和８年５月14日
福岡県直方市殿町15番16号
株式会社ギャラリーのぐち
代表取締役　野口千代香

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,972
	固定資産	40,624
	資産合計	69,596
負純資産債及のび部	流動負債	47,051
	負債合計	47,051
	株主資本	22,545
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,545
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	10,045
	（うち当期純損失）	(933)
	純資産合計	22,545
	負債・純資産合計	69,596

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、令和八年四月十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年五月十四日
福岡県直方市殿町一五番一六号
（甲）株式会社ギャラリーのぐち
代表取締役　野口千代香
福岡県直方市殿町一五番二二号
（乙）有限会社ケビン
代表取締役　野口千代香

第３期決算公告

令和８年５月14日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

Ｍ＆Ｃ　Ｓａｋｕｒａ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他資産	8,755,913	流動負債	560,186
流動資産	8,755,913	**負債合計**	**560,186**
		社員資本	8,195,727
		特定資本金	100
		優先資本金	2,500,000
		剰余金	5,695,627
		当期未処分利益	5,695,627
		純資産合計	**8,195,727**
資産合計	**8,755,913**	**負債・純資産合計**	**8,755,913**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	14,465,859
営業費用	8,768,888
営業利益	5,696,970
営業外収益	0
経常利益	5,696,970
税引前当期純利益	5,696,970
法人税、住民税及び事業税	1,343
当期純利益	5,695,627

第２期決算公告

令和８年５月14日

東京都港区六本木一丁目９番10号

アークヒルズ仙石山森タワー40階

Ｌキャタルトン・ジャパン・ファンド一般社団法人

代表理事　長尾　　誠

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	100
	合計	**100**
負債及び純資産の部	流動負債	813
	利益剰余金	△452
	繰越利益剰余金	△260
	（うち当期純損失）	（452）
	合計	**100**

第２期決算公告

令和８年５月14日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

ＳＯＬ特定目的会社

取締役　石倉　一人

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	78,085,171	流動負債	3,964,637
特定資産	78,085,171	固定負債	51,740,000
その他資産	3,487,337	**負債合計**	**55,704,637**
流動資産	3,219,382	社員資本	25,867,871
繰延資産	267,955	特定資本金	100
		優先資本金	25,257,308
		剰余金	610,463
		当期未処分利益	610,463
		純資産合計	**25,867,871**
資産合計	**81,572,508**	**負債・純資産合計**	**81,572,508**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,253,901
営業費用	642,478
営業利益	611,423
営業外収益	788
経常利益	612,211
税引前当期純利益	612,211
法人税、住民税及び事業税	1,748
当期純利益	610,463

第８期決算公告

令和８年５月14日

静岡県磐田市新貝2500

株式会社CourieMate

代表取締役　中西　孝夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,812
	固定資産	206,190
	合計	**214,003**
負債及び純資産の部	流動負債	365
	株主資本	213,637
	資本金	386,000
	資本剰余金	365,000
	資本準備金	365,000
	利益剰余金	△537,362
	その他利益剰余金	△537,362
	（うち当期純損失）	（511,896）
	合計	**214,003**

第53期決算公告

令和８年５月14日

東京都千代田区九段北三丁目２番11号

セルマーク・ジャパン株式会社

代表取締役　アンソニー・コスタンツォ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	958,178	流動負債	317,122
固定資産	57,756	固定負債	14,212
有形固定資産	27,718	**負債合計**	**331,334**
投資その他の資産	30,039	株主資本	684,600
繰延資産	—	資本金	500,000
		資本剰余金	735
		資本準備金	735
		利益剰余金	183,865
		利益準備金	124,265
		その他利益剰余金	59,600
		純資産合計	**684,600**
資産合計	**1,015,934**	**負債・純資産合計**	**1,015,934**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,747,790
売上原価	3,417,363
売上総利益	330,427
販売費及び一般管理費	272,745
営業利益	57,682
営業外収益	22,536
営業外費用	10,602
経常利益	69,616
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	69,616
法人税、住民税及び事業税	21,454
法人税等調整額	756
当期純利益	47,406

第７期決算公告

令和８年５月14日

奈良県橿原市醍醐町384番地の１

株式会社ＫＰスタイル

代表取締役　金山　靖昌

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	494,488
	固定資産	49,990
	合計	**544,478**
負債及び純資産の部	流動負債	668,899
	固定負債	25,993
	株主資本	△150,414
	資本金	1,000
	利益剰余金	△151,414
	その他利益剰余金	△151,414
	（うち当期純損失）	（87,921）
	合計	**544,478**

第８期決算公告

令和８年５月14日

東京都目黒区上目黒三丁目６番18号ASTRA中目黒７階

株式会社TENT

代表取締役　松田　基臣

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	179,527	流動負債	132,397
固定資産	118,338	固定負債	32,079
		株主資本	133,362
		資本金	100,000
		資本剰余金	467,001
		資本準備金	362,001
		その他資本剰余金	105,000
		利益剰余金	△433,638
		その他利益剰余金	△433,638
		（うち当期純損失）	（117,017）
		新株予約権	27
資産合計	**297,866**	**負債・純資産合計**	**297,866**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十九万八千九百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

東京都目黒区上目黒三丁目六番一八号

ＡＳＴＲＡ中目黒七階

株式会社ＴＥＮＴ

代表取締役　松田　基臣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九十七万七千二百四円減少し七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

東京都港区赤坂九丁目六番二八号アルベルゴ乃木坂五〇三

Ｃｏｅｔｏ株式会社

代表取締役　湊　健二

第５期決算公告

令和８年５月14日

東京都港区赤坂九丁目６番28号アルベルゴ乃木坂503

Ｃｏｅｔｏ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,630
	固定資産	676
	繰延資産	1,583
	資産合計	38,890
負純資債及産のび部	流動負債	66,553
	固定負債	1,935
	株主資本	△29,597
	資本金	111,487
	資本剰余金	111,482
	資本準備金	111,482
	利益剰余金	△252,567
	その他利益剰余金	△252,567
	（うち当期純損失）	(57,596)
	負債・純資産合計	38,890

第 75 期 決 算 公 告

令和８年５月14日

奈良県橿原市醍醐町384番地の１

株式会社ＫＰワークス

代表取締役　金山　靖昌

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	626,216
	固定資産	104,410
	合計	730,627
負純資債及産のび部	流動負債	229,877
	固定負債	150,000
	株主資本	350,750
	資本金	50,000
	利益剰余金	300,750
	利益準備金	3,280
	その他利益剰余金	297,470
	（うち当期純利益）	(45,952)
	合計	730,627

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

東京都中央区日本橋久松町一二番八号

（甲）カネツホールディングス株式会社

代表取締役　清水　治

東京都中央区日本橋久松町一二番八号

（乙）株式会社カネツジュエリー

代表取締役　清水　清

（甲）貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	109
	固定資産	4,300
	資産合計	4,409
負純資債及産のび部	流動負債	13
	固定負債	720
	株主資本	3,675
	資本金	300
	資本剰余金	3,078
	資本準備金	3,078
	利益剰余金	298
	利益準備金	—
	繰越利益剰余金	298
	（うち当期純利益）	(8)
	負債・純資産合計	4,409

（乙）貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	815
	固定資産	34
	資産合計	849
負純資債及産のび部	流動負債	752
	固定負債	—
	株主資本	96
	資本金	20
	資本剰余金	19
	その他資本剰余金	19
	利益剰余金	56
	利益準備金	1
	繰越利益剰余金	55
	（うち当期純利益）	(3)
	負債・純資産合計	849

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

富山市布瀬町南一丁目一二番一七

（甲）株式会社総務部

代表取締役　太田　樹宏

富山市布瀬町南一丁目一二番一七

（乙）株式会社人事部

代表取締役　太田　興作

第 34 期決算公告

令和８年５月14日

富山市布瀬町南一丁目12番17

株式会社総務部

代表取締役　太田　樹宏

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,502
	固定資産	49,093
	合計	89,596
負純資債及産のび部	流動負債	405
	固定負債	3,838
	株主資本	85,352
	資本金	9,950
	資本剰余金	4,900
	その他資本剰余金	4,900
	利益剰余金	88,043
	その他利益剰余金	88,043
	（うち当期純利益）	(4,013)
	自己株式	△17,541
	合計	89,596

第 42 期 決 算 公 告

令和８年５月14日

富山市布瀬町南一丁目12番17

株式会社人事部

代表取締役　太田　興作

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	64,422
	固定資産	—
	合計	64,422
負純資債及産のび部	流動負債	11,275
	固定負債	—
	株主資本	53,147
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,147
	その他利益剰余金	43,147
	（うち当期純利益）	(20,691)
	合計	64,422

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

石川県金沢市東蚊爪町一丁目三二番地

（甲）株式会社村谷機械製作所

代表取締役　村谷　朋宣

石川県金沢市東蚊爪町一丁目二二番地五

（乙）株式会社日本リード

代表取締役　村谷　實

第 57 期 決 算 公 告

令和８年５月14日

石川県金沢市東蚊爪町一丁目32番地

株式会社村谷機械製作所

代表取締役　村谷　朋宣

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	403,593
	固定資産	548,226
	合計	951,819
負純資債及産のび部	流動負債	537,959
	固定負債	394,260
	株主資本	19,599
	資本金	50,000
	利益剰余金	△30,400
	その他利益剰余金	△30,400
	（うち当期純利益）	(13,206)
	合計	951,819

第 51 期 決 算 公 告

令和８年５月14日

石川県金沢市東蚊爪町一丁目22番地５

株式会社日本リード

代表取締役　村谷　實

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,623
	固定資産	84,652
	合計	123,275
負純資債及産のび部	流動負債	100,452
	固定負債	78,801
	株主資本	△55,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	△65,978
	その他利益剰余金	△65,978
	（うち当期純利益）	(938)
	合計	123,275

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

大阪市此花区島屋三丁目一二番三一号

（甲）総建株式会社

代表取締役　小池　靖子

大阪市此花区島屋三丁目一二番三一号

（乙）小池鉄工建設株式会社

代表取締役　小池　浩一

第24期決算公告

令和８年５月14日

大阪市此花区島屋三丁目12番31号

総建株式会社

代表取締役　小池　靖子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	147,890
	固定資産	1,291,977
	合計	1,439,868
負純資産債及びの部	流動負債	268,517
	固定負債	1,155,960
	株主資本	15,389
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,389
	その他利益剰余金	5,389
	（うち当期純利益）	(3,289)
	合計	1,439,868

第57期決算公告

令和８年５月14日

大阪市此花区島屋三丁目12番31号

小池鉄工建設株式会社

代表取締役　小池　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	518,077
	固定資産	738,189
	合計	1,256,266
負純資産債及びの部	流動負債	431,862
	固定負債	634,736
	株主資本	189,668
	資本金	40,000
	利益剰余金	149,668
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	147,168
	（うち当期純利益）	(12,400)
	合計	1,256,266

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号四〇八号室

（甲）株式会社あかりやホールディングス

代表取締役　朝山　道央

大阪市北区兎我野町一五番三―一〇〇二号

（乙）株式会社ＶＩＲＴＵＥ

代表取締役　朝山　道央

第５期決算公告

令和８年５月14日

大阪市北区天神橋二丁目５番25号408号室

株式会社あかりやホールディングス

代表取締役　朝山　道央

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,783
	固定資産	71,668
	合計	141,451
負純資産債及びの部	流動負債	13,766
	固定負債	100,000
	株主資本	27,685
	資本金	2,000
	利益剰余金	25,685
	その他利益剰余金	25,685
	（うち当期純利益）	(9,834)
	合計	141,451

第10期決算公告

令和８年５月14日

大阪市北区兎我野町15番３―1002号

株式会社ＶＩＲＴＵＥ

代表取締役　朝山　道央

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,767
	固定資産	100,640
	合計	109,407
負純資産債及びの部	流動負債	266
	株主資本	109,140
	資本金	3,000
	利益剰余金	106,140
	その他利益剰余金	106,140
	（うち当期純利益）	(816)
	合計	109,407

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

東京都練馬区田柄五丁目二五番一号

（甲）株式会社朋友

代表取締役　五十嵐俊子

東京都練馬区田柄五丁目二五番一九号

（乙）株式会社田柄テニスクラブ

代表取締役　五十嵐友吉

第36期決算公告

令和８年５月14日

東京都練馬区田柄五丁目25番１号

株式会社朋友

代表取締役　五十嵐俊子

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,047
	固定資産	548,686
	繰延資産	2,941
	資産合計	605,674
負純資産債及びの部	流動負債	10,668
	固定負債	558,237
	株主資本	36,769
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,769
	その他利益剰余金	26,769
	（うち当期純利益）	(12,608)
	負債・純資産合計	605,674

第53期決算公告

令和８年５月14日

東京都練馬区田柄五丁目25番19号

株式会社田柄テニスクラブ

代表取締役　五十嵐友吉

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,233
	固定資産	1,240
	資産合計	2,473
負純資産債及びの部	流動負債	4,271
	固定負債	8,454
	株主資本	△ 10,252
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 20,252
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△ 20,452
	（うち当期純損失）	(9,909)
	負債・純資産合計	2,473

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一六番一六号

（甲）株式会社ニューセントラルサービス

代表取締役　佐藤　征治

東京都新宿区西新宿六丁目二五番一六号

（乙）株式会社ヴイツク

代表取締役　佐藤　晋典

決算公告

令和８年５月14日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目16番16号

株式会社ニューセントラルサービス

代表取締役　佐藤　征治

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	968,602
	固定資産	189,716
	合計	1,158,319
負純資産債及びの部	流動負債	408,521
	賞与引当金	4,500
	固定負債	65,025
	株主資本	684,773
	資本金	10,000
	利益剰余金	674,773
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	672,273
	（うち当期純利益）	(8,368)
	合計	1,158,319

決算公告

令和８年５月14日

東京都新宿区西新宿六丁目25番16号

株式会社ヴイツク

代表取締役　佐藤　晋典

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	155,393
	固定資産	8,407
	合計	163,801
負純資産債及びの部	流動負債	8,454
	賞与引当金	600
	株主資本	155,346
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,346
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	142,846
	（うち当期純損失）	(5,309)
	合計	163,801

第７期決算公告

令和８年４月22日

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢738番地
株式会社浅野屋
代表取締役　佐々木一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	445,519	流動負債	1,341,425
固定資産	1,596,591	（賞与引当金）	（17,485）
		固定負債	90,239
		（退職給付引当金）	（14,190）
		株主資本	610,445
		資本金	20,000
		資本剰余金	601,843
		資本準備金	499,950
		その他資本剰余金	101,893
		利益剰余金	△11,397
		その他利益剰余金	△11,397
		（うち当期純損失）	（11,397）
資産合計	2,042,110	負債・純資産合計	2,042,110

第50期決算公告

令和８年５月14日　東京都港区南青山２丁目２番３号
ブルーベル・ジャパン株式会社
代表取締役　エマニュエル・ドゥ・プラス

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,525,498	流動負債	2,676,175
固定資産	3,641,794	固定負債	3,983,057
		株主資本	2,508,059
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,023,672
		資本準備金	33,886
		資本金及び資本準備金減少差益	989,786
		利益剰余金	1,384,387
		利益準備金	43,300
		その他利益剰余金	1,341,087
		（うち当期純損失）	（489,126）
資産合計	9,167,291	負債・純資産合計	9,167,291

第８期決算公告

令和８年５月14日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
シービーアールイーＣＭソリューションズ株式会社
代表取締役　坂口　英治

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,438,141	流動負債	5,293,261
固定資産	346,578	賞与引当金	334,497
		その他	4,958,764
		固定負債	194,836
		退職給付引当金	173,036
		その他	21,800
		負債合計	5,488,097
		株主資本	1,296,622
		資本金	90,000
		資本剰余金	429,000
		資本準備金	429,000
		利益剰余金	777,622
		その他利益剰余金	777,622
		（うち当期純利益）	（86,665）
		純資産合計	1,296,622
資産合計	6,784,719	負債・純資産合計	6,784,719

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	21,784,400	経常利益	△67,576
売上原価	18,402,195	特別損益	203,184
売上総利益	3,382,205	税引前当期純利益	135,608
販売費及び一般管理費	3,434,816	法人税、住民税及び事業税	16,627
営業損失	52,611	法人税等調整額	32,316
営業外損益	△14,965	当期純利益	86,665

第49期決算公告

令和８年５月14日　東京都千代田区西神田三丁目５番２号
ヤンセンファーマ株式会社
代表取締役　クリストファー・ジョン・リーガー

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	198,185	流動負債	64,826
固定資産	203,468	賞与引当金	4,001
		固定負債	1,404
		負債合計	66,231
		株主資本	335,386
		資本金	2,000
		資本剰余金	813
		資本準備金	813
		利益剰余金	332,572
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	332,322
		評価・換算差額等	36
		繰延ヘッジ損益	36
		純資産合計	335,422
資産合計	401,653	負債・純資産合計	401,653

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	295,287	営業外費用	385
売上原価	232,006	経常利益	315,315
売上総利益	63,281	特別損失	507
受託開発利益	17,249	税引前当期純利益	314,807
その他の営業収益	74	法人税、住民税及び事業税	10,092
販売費及び一般管理費	62,736	法人税等調整額	△176
営業利益	17,868	当期純利益	304,891
営業外収益	297,832		

㈱　当事業年度の会計監査人の監査報告は、海外関係会社の決算時期が遅く監査証拠が入手できないため意見不表明となっております。

第57期決算公告

令和８年５月14日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
シービーアールイー株式会社
代表取締役　辻　貴史

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,127	流動負債	25,733
固定資産	10,897	賞与引当金	6,644
		その他	19,089
		固定負債	3,177
		退職給付引当金	1,574
		役員退任慰労引当金	338
		その他	1,265
		負債合計	28,910
		株主資本	33,114
		資本金	771
		資本剰余金	687
		資本準備金	687
		利益剰余金	31,656
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	31,634
		純資産合計	33,114
資産合計	62,024	負債・純資産合計	62,024

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	56,222	経常利益	15,460
売上原価	13,523	特別利益	525
売上総利益	42,699	特別損失	9
販売費及び一般管理費	27,474	税引前当期純利益	15,976
営業利益	15,225	法人税、住民税及び事業税	4,728
営業外収益	239	法人税等調整額	△　559
営業外費用	4	当期純利益	11,807

第６期決算公告

令和８年５月14日
東京都町田市真光寺町203番地１
株式会社末広ホームズ
代表取締役　齋藤　貢司

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,944
	固定資産	362,421
	合計	440,366
負純資産及び部	流動負債	338
	固定負債	244,654
	株主資本	195,373
	資本金	50,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	150,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△54,626
	その他利益剰余金	△54,626
	（うち当期純損失）	(4,540)
	合計	440,366

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日
東京都町田市真光寺町二〇三番地一
株式会社末広ホームズ
代表取締役　齋藤　貢司

第70期決算公告

2026年５月14日
東京都渋谷区初台一丁目47番３号
チェスコ株式会社
代表取締役社長　上坂　牧夫

貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,402
	固定資産	90
	資産合計	1,492
負債及び純資産の部	流動負債	706
	賞与引当金	40
	その他	666
	固定負債	322
	退職給付引当金	221
	役員退職給付引当金	1
	その他	100
	負債合計	1,028
	株主資本	460
	資本金	472
	資本剰余金	385
	資本準備金	385
	利益剰余金	△396
	その他利益剰余金	△396
	（うち当期純利益）	(7)
	評価・換算差額等	3
	その他有価証券評価差額金	3
	純資産合計	464
	負債・純資産合計	1,492

第58期決算公告

令和８年５月14日
富山県富山市二口町四丁目９番地の10
アオイ開発株式会社
代表取締役　山本　征二

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,103
	固定資産	71,415
	合計	79,519
負純資産及び部	流動負債	1,849
	固定負債	71,176
	株主資本	6,493
	資本金	20,000
	利益剰余金	△13,506
	その他利益剰余金	△13,506
	（うち当期純利益）	(2,911)
	合計	79,519

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十四日
富山県富山市二口町四丁目九番地の一
○　アオイ開発株式会社
代表取締役　山本　征二

第36期決算公告

令和８年５月14日

東京都千代田区神田練塀町300番地
住友不動産秋葉原駅前ビル14階

ハーマンインターナショナル株式会社

代表取締役　桑原　拓磨

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,701,627
	固定資産	1,493,473
	資産合計	13,195,100
負債及び純資産の部	流動負債	13,003,346
	賞与引当金	13,587
	製品保証引当金	77,147
	株主資本	191,754
	資本金	300,000
	資本剰余金	1,022,510
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	972,510
	利益剰余金	△107,932
	利益準備金	18,900
	その他利益剰余金	△126,832
	（うち当期純損失）	(772,224)
	自己株式	△1,022,824
	負債・純資産合計	13,195,100

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の臨時株主総会の承認決議は令和八年五月一日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年五月十四日
茨城県水戸市千波町二〇二八番地一
（甲）株式会社ＣＲＵＥ＆Ｃｏ.
代表取締役　幡谷俊一郎
群馬県館林市本町二丁目五番四七号ＴＭ二一プラザ四〇二
（乙）株式会社オカダ
代表取締役　幡谷俊一郎

第31期決算公告

令和８年５月14日
群馬県館林市本町二丁目５番47号ＴＭ21プラザ402
株式会社オカダ
代表取締役　幡谷俊一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	448,032
	固定資産	454,183
	繰延資産	4,795
	資産合計	907,011
負純資産及び部	流動負債	479,505
	固定負債	734,807
	株主資本	△307,301
	資本金	15,000
	利益剰余金	△322,301
	その他利益剰余金	△322,301
	（うち当期純損失）	(426,016)
	負債・純資産合計	907,011

第１期決算公告

令和８年５月14日
茨城県水戸市千波町2028番地１
株式会社ＣＲＵＥ＆Ｃｏ.
代表取締役　幡谷俊一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	547,278
	固定資産	577,392
	資産合計	1,124,670
負純資産及び部	流動負債	67
	固定負債	1,109,641
	株主資本	14,962
	資本金	15,000
	利益剰余金	△38
	その他利益剰余金	△38
	（うち当期純損失）	(38)
	負債・純資産合計	1,124,670